

利用契約書

株式会社スマイルファクトリー（以下「事業者」という。）と下記保護者記載欄の保護者（以下「保護者」という。）は、下記【園名】記載欄記載の保育園（以下「園」という。）での保育の利用開始に当たり、次のとおり契約を締結します。

本契約の成立を証するため、事業者が下記事業者記載欄に記名押印します。
また、本契約の成立、本契約書別紙１の重要事項説明書記載の重要事項の説明を受けたこと、及び運営規定を確認のうえこれに同意したことを証するため、保護者が下記保護者欄に自筆署名します。

締結日		西暦 年 月 日	
事業者	事業者名	株式会社スマイルファクトリー	印
	事業者所在地	大阪市城東区成育３丁目３番１４号	
	代表者	代表取締役 今田 容康	
保護者Ⅰ	住所		
	氏名		
	児童から見た続柄		
保護者Ⅱ	住所		
	氏名		
	児童から見た続柄		
児童	児童氏名		
	園名		
契約条件	契約期間	年 月 日 から 年 月 日	
	利用する曜日	月 火 水 木 金 土	
	利用する時間	時 分 から 時 分	

（※注）保護者記入欄はそれぞれ自筆のこと（印不要）

（※注）ここで設定した時間に基づき、月々の利用者負担額（月額保育料）が決まります。
また時間外保育料等の取扱いにも影響が生じる場合があります。

契約条項

第1条 契約の目的

- 1 本契約は、事業者の運営する園に入園する児童（以下「園児」という。）について、事業者が提供する保育その他必要な事項を定めることを目的とします。
- 2 事業者は、園児に対し、児童福祉法等の趣旨にしたがって、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）に基づき、安心して生活できる保育環境を提供するとともに、保護者は事業者に対し保育料及びその他提供される保育に関連する便宜に要する費用を支払います。

第2条 契約期間および利用契約時間等

- 1 この契約の期間および利用契約時間等は、前頁の通りとします。
- 2 利用する曜日及び時間は、前頁の通りとします。
- 3 前項の契約時間を超えて、緊急その他やむを得ない理由により保育が必要になった場合は、保護者は事前に当園へ連絡するものとします。
- 4 保護者は、園児が欠席又は遅刻（園児の登園が午前9時以降となる場合をいう。）となる場合は、午前9時までに事業者が定める連絡先へ連絡するものとします。
- 5 大阪市および各区役所に提出する書面で、契約期間及び利用認定時間などが変更になった場合、および勤務形態等に変更があった場合には、その変更および就労証明等の再提出に基づき、上記の事項も変更になるものとします。

第3条 保育の計画

事業者は、保育所保育指針に準じ、保育課程及び指導計画を作成し、園児の発達過程に応じた保育を実践します。

第4条 保育の提供

事業者は「重要事項説明書」に記載されているとおり保育を提供します。

第5条 利用料金

- 1 保護者は、保育の対価として、支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額保育料）を事業者に支払うものとします。
- 2 月の途中で退園した場合、その月の利用料金については、前項の利用者負担額（月額保育料）を在籍日数に応じ日割計算で算定するものとします。
- 3 事業者は、緊急その他やむを得ない理由等により地域型保育給付費の法定代理受領ができない場合は、保護者から特定地域型保育費用基準額の支払いを受けるものとします。この場合、保護者が、支給認定証の発行を行った市町村から適切に教育・

保育給付を受けられるよう、事業者は特定地域型保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとします。

- 4 保護者は、前3項に掲げる額その他、別表2に記載する保育の提供における便宜に要する費用を事業者を支払うものとします。
- 5 事業者は、重要事項説明書別表に記載する費用の請求にあたっては、保護者が保育の利用を開始する前に、あらかじめ保護者に対し内容、金額その他支払いを求める理由について説明を行い、同意を得るものとします。

第6条 利用料金の支払方法

- 1 保護者は前条第1項に定める利用者負担額を、事業者へ口座振替にて支払うものとします。
- 2 前条第4項の料金について、事業者へ口座振替にて支払うものとします。
- 3 退園する場合の清算料金については、第1項及び第2項にかかわらず、事業者は明細及び支払期限を付して当月末までに保護者に請求し、保護者は支払期限までに事業者へ事業者の指定する方法で支払うものとします。
- 4 本条における費用の支払は、別途通知する期日に振替られるものとし、金額は、支払期日までに通知されます。ただし、延長保育料等の月末時点で料金が決定する費用は、翌月に振替えられるものとします。
- 5 支払いを受けた場合、事業者は領収書および明細の交付を行わないものとします。ただし、例外的に現金で支払いを受けた場合及び別途領収書及び明細を希望される場合は、領収書及び明細を交付いたします。
- 6 第4項における振替の手続きが完了するまでの間に、振替期日が到来する場合は、翌月に合算して振替られるものとします。

第7条 連携施設との連携

事業者は別表2、連携施設一覧の施設と連携しています。

第8条 説明義務

事業者は契約に基づく内容を、保護者からの質問等に対して適切に説明します。

第9条 健康管理、緊急時の対応等

- 1 事業者は、常に園児の健康の状況に注意するとともに、健康状態の維持管理に適切な措置を講じます。
- 2 事業者は、園児の体調急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。
- 3 保育中に園児がけがをした場合は、事業者は応急措置、医療機関への搬送その他適

切な処置を行うとともに、保護者に対し説明を行うものとします。

- 4 お預かり時に、37.5℃以上の熱がある場合あるいは感染症などの疑いがある場合は保育をお受けできません。

又、熱が37.5℃を超えた場合保護者の方に連絡の上お迎えに来ていただきます。連絡後は速やかにお迎えに来て頂くようにご協力お願いいたします。

第10条 虐待防止のための措置

事業者は、園児への虐待を防止するため、保育に従事する職員に虐待防止啓発を行います。

第11条 秘密の保持

- 1 事業者は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。
- 2 事業者の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

第12条 個人情報および肖像権

事業者は、下記の目的に該当する場合、第11条の規定に係らず個人情報の提供及び利用を行うものとします。また、保護者の勤務状況など、保育にあたって必要な情報を、自治体から提供を受けることができるものとします。

【保育サービスの提供に必要な利用目的】

(1) 内部での利用目的

- ①事業者が利用者等に提供する保育サービス
- ②保育サービスの利用にかかる管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退園等の管理
 - ・会計・経理
 - ・利用者への保育サービス

(2) 事業者の職員以外の各種保育担当者への情報提供を伴う利用目的

- ①事業者が利用者等に提供する保育サービス
 - ・職員以外の各種保育担当等の連携
 - ・連携施設との連携
 - ・医師等への園児の診察・相談等
 - ・行政等への事故等の報告
 - ・その他業務委託
- ②損害賠償保険等にかかわる保険会社への相談・届出等

【上記以外の利用目的】

(1) 内部での利用目的

- ①保育サービスや業務の維持改善等の基礎資料

- ②事業者において行われる事例研究
 - ③事業者において行われる学生等の実習・ボランティアへの協力
 - (2) その他の情報利用
 - ①事業者が発行する機関誌・HP 等への氏名・写真の掲載
 - (3) 外の業者への情報提供を伴う利用目的
 - ①外部監査機関への情報提供
- 2 事業者において、子どもの肖像を撮影する場合、撮影された写真等の著作権は、事業者に付与するものとし、撮影された写真等を以下の内容においてのみ使用するものとします。事業者は、肖像利用の際には十分に配慮をしたうえで利用します。
- (1) 保護者及び園関係者等への報告・販売
 - (2) 園及び園の許可を受けたものが、広報するための制作物（機関誌・HP 等）
 - (3) 報道機関各種での写真・映像（事前に園の許可を得たものに限る）

第13条 苦情解決

- 1 保護者は、当園が提供した保育に関して苦情がある場合は、園長を担当者とする苦情相談窓口にて苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、保護者に報告します。
- 3 事業者は、保護者が苦情を申し立てた場合に、これを理由として、保護者に対し一切の差別待遇をしません。

第14条 契約の終了

- 1 保護者は、第2条に定める契約期間満了日より前に契約を終了する場合は、退園予定日の30日以上前までに文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。また、事業者又は事業者の職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、保護者はただちに契約を解除することができます。
 - (1) 正当な理由なく重要事項説明書及び当利用契約書に定める保育サービスを実施しない場合
 - (2) 秘密の保持（守秘義務）に違反した場合
 - (3) 法令等の趣旨に反した場合
- 2 事業者は、事業所の休止又は廃止等のやむを得ない事情がある場合には、保護者に対し、3箇月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし保護者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

- (1) 保護者が事業者を支払うべき保育に係る利用料金を1箇月以上滞納し、支払期限を定めた後再三催告したにもかかわらず支払わない場合
- (2) 保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を長期にわたって利用させることができない場合

第15条 損害賠償

- 1 事業者は、保育の提供によって事故が生じた場合には、速やかに大阪市、関係市町村及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。
- 2 事業者は、保育を提供するにあたって、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その責の範囲内で誠実に賠償します。

第16条 協議事項

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法等の関係諸法令の定めるところに従い、保護者と誠意をもって協議するものとします。

第17条 重要事項説明確認

本契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

第18条 その他留意事項等

当該利用契約に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途事業者が作成する入園のしおり等において提示又は書面への保護者の署名を頂戴するものとします。

別紙1

重要事項説明書

利用契約書の第4条に基づき、保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は次のとおりです。

第1条 事業運営主体

名 称	株式会社スマイルファクトリー
所 在 地	大阪府大阪市城東区成育3丁目3-14
電 話 番 号	06-6305-0586
代表者氏名	代表取締役 今田 容康

第2条 事業所の概要

当園の事業所の概要は別表1に記載のとおりです。

第3条 事業の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受入れ、保育を行うことを目的とします。

- 1 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 2 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 3 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

- 1 施設に関しては別表1に記載のとおりです。
- 2 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室又はほふく室	1室	0歳児
保育室(又は遊戯室)	1室	1歳児、2歳児
その他	調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い	

第5条 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

1 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

2 下記のクラスを実施します。ただし、園の運営状況によって、提供を中断、または中止することがあります。

・リトミッククラス

第6条 職員の職種、員数及び職務の内容

職員の職種、員数及び職務の内容は別表1のとおりです。

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。ただし、園児数その他の理由により、条例を遵守した上で、上記員数が変動することがあります。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第7条 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日～1月3日）及び祝祭日は休園となります。

第8条 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

1 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当た

っては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

2 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

第9条 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

1 食事の提供方法

自園調理

2 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

3 アレルギー対応状況

食物アレルギー対応のマニュアルに基づき、対応します。

第10条 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方としております。市町村及び保護者との協議の上、障がいのある子どもとない子どもの双方にとって適切な保育環境が整えられる場合、障がい児保育を行ってまいります。

第11条 連携施設

登園は別表2、連携施設一覧の施設と連携しています。

第12条 利用料金

1 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

2 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表3に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、原則として口座振替および振込となります。

第13条 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

第14条 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- 1 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- 2 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- 3 その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

第15条 嘱託医

当園は、別表1に記載のとり医療機関と嘱託医契約を締結しています。

第16条 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

第17条 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知設備	有	・消火器	有
	・非常警報器具・設備	有	・誘導灯	有
	・スプリンクラー	無	・避難器具	無
	・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理			
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。			

第18条 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- 1 職員に対して虐待防止研修を実施
- 2 虐待防止マニュアルの作成、運用

第19条 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を別表1に記載のとおり設置しています。

第20条 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

園児の利用状況は別表1に記載のとおりです。

第21条 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

実績がありません。

第22条 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	三井住友海上 総合賠償保険
保険の内容	損害賠償保険
保険金額	最大 1 億円

第23条 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受けその旨を公表、公示された事実の有無）

ありません。

第24条 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内および建物内共用部はすべて禁煙です。また、近隣での喫煙もご遠慮ください。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想信条、信仰は憲法上保障されており、各人の自由意志となりますが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
近隣および建物内での対応	地域の方々や、マンションの居住者の方々、他のテナントの方々など、多くの方々のご理解とご協力の上で、子どもたちが元気に園生活を送ることが出来ます。送迎時の駐車・駐輪、立ち話等、周りの方のご迷惑とならないよう、ご配慮ください。

別表1

塚本駅前こにこ保育園 みらい

事業所の概要

施 設 の 名 称	塚本駅前こにこ保育園 みらい
施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 所 在 地	大阪市淀川区塚本2丁目18-15 塚本総合クリニック1階
連 絡 先	電話番号 06-6309-5201 FAX 06-6459-9090
管 理 者	園長 清留 隆弘
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 2人 1歳児 2人 2歳児 8人
利 用 定 員	生後半年以上満3歳未満の児童 12人 ※3歳を迎えた後の、最初の3月31日までは利用可能
開 設 年 月 日	平成27年4月1日

当園における設備の概要

施 設

建物	構 造	鉄筋コンクリート造5階建のうち 1階（保育室等）および4階（調理室等）
	延べ面積	92.86 m ²
屋外遊戯場		柏里公園を利用

職員の職種、員数及び職務の内容 2024年4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	4	3	1	
調理員	給食、おやつを調理する	1	0	1	

嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

1 内科

医療機関の名称	渡辺医院
院長名又は医師名	渡辺昌樹
所在地	大阪市淀川区塚本2丁目10-14
電話番号	06-6302-5261

2 歯科

医療機関の名称	そうま歯科
院長名又は医師名	相馬俊一
所在地	大阪市淀川区塚本2丁目19-16
電話番号	06-6302-1893

要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	- 窓口担当者 清留 隆弘 - ご利用時間 8:30~18:30 - 電話番号 06-6309-5201 - FAX 06-6459-9090 - 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	- 川田 啓之（新御堂筋法律事務所 弁護士） - 電話番号 06-6364-2051

園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	1名	0名	1名
1歳児	9名	7名	5名
2歳児	3名	4名	6名
計	13名	11名	12名

※令和5年度より定員12名に変更

みどり一丁目にここ保育園

事業所の概要

施 設 の 名 称	みどり一丁目にここ保育園
施 設 の 種 類	小規模保育事業 A 型
施 設 の 所 在 地	大阪市鶴見区緑 1 丁目 7-28 菊千マンション 1 階
連 絡 先	電話番号 06-6932-1503 FAX 06-6932-1504
管 理 者	園長 安田 光
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 1 人 1 歳児 2 人 2 歳児 9 人
利 用 定 員	生後半年以上満3歳未満の児童 12 人 ※3 歳を迎えた後の、最初の 3 月 31 日までは利用可能
開 設 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日

当園における設備の概要

施 設

建 物	構 造	鉄筋コンクリート造 7 階建のうち 1 階（保育室等）
	延べ面積	75.6 m ²
屋外遊戯場		鶴見緑地公園を利用

職員の職種、員数及び職務の内容 2024年4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備 考
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	5	3	2	
調理員	給食、おやつを調理する	2	1	1	

嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

1 内科

医療機関の名称	日比野内科クリニック
医院長名又は医師名	日比野 均
所在地	大阪市鶴見区鶴見5丁目5-16 ギャザールプラザ 1F
電話番号	06-6915-6311

2 歯科

医療機関の名称	つるみ歯科口腔外科クリニック
医院長名又は医師名	足立 勝
所在地	大阪市鶴見区緑1丁目9-18 ドムール緑町 2F
電話番号	06-4255-0020

要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 安田 光 ・ご利用時間 8:30～ 18:30 ・電話番号 06-6932-1503 - FAX 06-6932-1504 - 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	・川田 啓之（新御堂筋法律事務所 弁護士） ・電話番号 06-6364-2051

園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	0名	0名	1名
1歳児	4名	7名	5名
2歳児	6名	4名	6名
計	10名	11名	12名

今福鶴見にこここ保育園

事業所の概要

施 設 の 名 称	今福鶴見にこここ保育園
施 設 の 種 類	小規模保育事業 A 型
施 設 の 所 在 地	大阪市鶴見区鶴見 2 丁目 22 市営鶴見第 2 住宅 5 号棟 110 号
連 絡 先	電話番号 06-6780-4594 FAX 06-6780-4595
管 理 者	園長 高柳 要子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする満 3 歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0 歳児 2 人 1 歳児 2 人 2 歳児 8 人
利 用 定 員	生後半年以上満 3 歳未満の児童 12 人 ※3 歳を迎えた後の、最初の 3 月 31 日までは利用可能
開 設 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日

当園における設備の概要

施 設

建物	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 9 階建のうち 1 階（保育室等）
	延べ面積	54.77 m ²
屋外遊戯場		横堤南公園を利用

職員の職種、員数及び職務の内容 2024 年 4 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備 考
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	6	3	3	
調理員	給食、おやつを調理する	2	1	1	

嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

1 内科

医療機関の名称	日比野内科クリニック
医院長名又は医師名	日比野 均
所在地	大阪市鶴見区鶴見5丁目5-16 ザ・ソールプラザ 1F
電話番号	06-6915-6311

2 歯科

医療機関の名称	つるみ歯科口腔外科クリニック
医院長名又は医師名	足立 勝
所在地	大阪市鶴見区緑1丁目9-18 ドムール緑町 2F
電話番号	06-4255-0020

要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 高柳 要子 ・ご利用時間 8:30 ~ 18:30 ・電話番号 06-6780-4594 FAX 06-6780-4595 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	・川田 啓之（新御堂筋法律事務所 弁護士） ・電話番号 06-6364-2051

園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	0名	1名	0名
1歳児	6名	4名	6名
2歳児	6名	7名	5名
計	12名	12名	11名

放出東にこここ保育園

事業所の概要

施 設 の 名 称	放出東にこここ保育園
施 設 の 種 類	小規模保育事業 A 型
施 設 の 所 在 地	大阪市鶴見区放出東 3 丁目 2 市営放出東住宅 1 号棟 104 号
連 絡 先	電話番号 06-6978-4881 FAX 06-6978-4882
管 理 者	園長 戸田 春香
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 2人 1歳児 2人 2歳児 8人
利 用 定 員	生後半年以上満3歳未満の児童 12人 ※3歳を迎えた後の、最初の3月31日までは利用可能
開 設 年 月 日	平成31年4月1日

当園における設備の概要

建物	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 11 階建のうち 1 階（保育室等）
	延べ面積	61.41㎡
屋外遊戯場		団地内幼児遊園を利用

職員の職種、員数及び職務の内容 2024年4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	5	3	2	
調理員	給食、おやつを調理する	2	0	2	

嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

1 内科

医療機関の名称	日比野内科クリニック
医院長名又は医師名	日比野 均
所 在 地	大阪市鶴見区鶴見5丁目5-16 ヌー・ソール・プラザ 1F
電 話 番 号	06-6915-6311

2 歯科

医療機関の名称	つるみ歯科口腔外科クリニック
医院長名又は医師名	足立 勝
所 在 地	大阪市鶴見区緑1丁目9-18 ドムール緑町 2F
電 話 番 号	06-4255-0020

要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 戸田 春香 ・ご利用時間 8:30 ~ 18:30 ・電話番号 06-6978-4881 FAX 06-6978-4882 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	・川田 啓之（新御堂筋法律事務所 弁護士） ・電話番号 06-6364-2051

園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	0名	1名	1名
1歳児	1名	8名	4名
2歳児	2名	2名	7名
計	3名	11名	12名

塚本駅前こにこ保育園 きぼう

事業所の概要

施 設 の 名 称	塚本駅前こにこ保育園 きぼう
施 設 の 種 類	小規模保育事業 A 型
施 設 の 所 在 地	大阪市淀川区塚本 2 丁目 18-15 塚本総合クリニック 2 階
連 絡 先	電話番号 06-6309-5202 FAX 06-6459-9090
管 理 者	園長 山口 美香
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 2人 1歳児 2人 2歳児 8人
利 用 定 員	生後半年以上満3歳未満の児童 12人 ※3歳を迎えた後の、最初の3月31日までは利用可能
開 設 年 月 日	令和3年4月1日

当園における設備の概要

施 設

(1) 建物	構 造	鉄筋コンクリート造 5 階建のうち 2階（保育室等）および 4 階（調理室等）
	延べ面積	79.42 m ²
屋外遊戯場		柏里公園を利用

職員の職種、員数及び職務の内容 2024年4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	4	3	1	
調理員	給食、おやつを調理する	1	0	1	

※塚本駅前こにこ保育園みらいにて調理しています。

嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

1 内科

医療機関の名称	渡辺医院
院長名又は医師名	渡辺昌樹
所在地	大阪市淀川区塚本2丁目10-14
電話番号	06-6302-5261

2 歯科

医療機関の名称	そうま歯科
院長名又は医師名	相馬俊一
所在地	大阪市淀川区塚本2丁目19-16
電話番号	06-6302-1893

要望・苦情等に関する相談窓口

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 山口 美香 ・ご利用時間 8:30~18:30 ・電話番号 06-6309-5202 - FAX 06-6549-9090 - 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	・川田 啓之（新御堂筋法律事務所 弁護士） ・電話番号 06-6364-2051

園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	5名	0名	2名
1歳児	3名	5名	5名
2歳児	2名	5名	5名
計	12名	10名	12名

別表 2

連携施設一覧

連携の内容

- ①利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な当園に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援
- ②必要に応じた、代替保育の提供
- ③当園により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れた上での、教育又は保育の提供

塚本駅前にここにこ保育園 みらい

I	施設名称	学校法人見真学園 ひかり幼稚園
	施設所在地	大阪市淀川区新北野3丁目10-4
	施設種別	幼稚園
	卒園児の優先受入枠	8名
II	施設名称	学校法人 妙光学園みつや・めぐみ幼稚園
	施設所在地	大阪市淀川区三津屋南1丁目16番33号
	施設種別	幼稚園
	卒園児の優先受入枠	2名

みどり一丁目にここにこ保育園

I	施設名称	社会福祉法人 願正会 鶴見学園
	施設所在地	大阪市鶴見区鶴見3丁目11-30
	施設種別	認可保育所
	卒園児の優先受入枠	2名

放出東にここにこ保育園

I	施設名称	株式会社千趣会チャイルドケア えがおの森保育園・いまづ
	施設所在地	大阪市鶴見区今津南1丁目6-38
	施設種別	認可保育所
	卒園児の優先受入枠	5名

今福鶴見にこにこ保育園

Ⅰ	施設名称	株式会社千趣会チャイルドケア えがおの森保育園・つるみ
	施設所在地	大阪市鶴見区鶴見 4 丁目 17-22
	施設種別	認可保育所
	卒園児の優先受入枠	2 名
Ⅱ	施設名称	社会福祉法人 願正会 鶴見学園
	施設所在地	大阪市鶴見区鶴見 3 丁目 11-30
	施設種別	幼稚園
	卒園児の優先受入枠	2 名
Ⅲ	施設名称	学校法人鶴見学園 鶴見菊水幼稚園
	施設所在地	大阪市鶴見区鶴見 2 丁目 5-15
	施設種別	幼稚園
	卒園児の優先受入枠	1 名

塚本駅前こにこ保育園 きぼう

Ⅰ	施設名称	学校法人見真学園 ひかり幼稚園
	施設所在地	大阪市淀川区新北野 3 丁目 10-4
	施設種別	幼稚園
	卒園児の優先受入枠	8 名
Ⅱ	施設名称	学校法人 妙光学園みつや・めぐみ幼稚園
	施設所在地	大阪市淀川区三津屋南 1 丁目 16 番 33 号
	施設種別	幼稚園
	卒園児の優先受入枠	2 名
Ⅲ	施設名称	社会福祉法人博愛社 博愛社こども園
	施設所在地	大阪市淀川区十三元今里 3 丁目 1-72
	施設種別	幼保連携型認定こども園
	卒園児の優先受入枠	1 名

別表 3

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由・目的	金額	
帽子	外出時の安全確保のため	1 枚	2,000 円
布団リース	衛生的な睡眠環境を整えるため	月額	1,900 円
おむつ	持参物が不足した場合	1 枚	100 円
おむつナップ	持参物が不足した場合	1 個	300 円
行事に係る費用	行事を適正に遂行するため	参考価格 親子遠足入園料 二フレル 2,000 円	
写真等	園生活を適正に伝えるため	参考価格 L 判 74 円/枚	

2 時間外保育に係る利用者負担

項目	負担を求める理由	金額	
保育認定時間外	該当時間において、適切な保育を行うため	1 時間	800 円

※ 上記費用の支払は、原則として口座振替もしくは口座振込となります。その際は、振替前にお支払いの通知を送付し、領収書の交付を行いません。
例外的に現金でお支払いをいただいた場合及び口座振替で領収書をご希望される場合は、領収書を交付いたします。